

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程の制定の概要について

1 制定の理由

これまで神奈川県個人情報保護条例において定めていた県の個人情報の取扱い等については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日より、個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることとされたことから、個人情報保護法の施行に必要となる事項等を定める個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されるとともに、神奈川県個人情報保護条例が廃止されます（令和5年4月1日施行）。

このことに伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか、個人情報保護法に規定された保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続等に必要となる事項を定めるため、神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程を制定します。

2 制定の内容

- (1) 保有個人情報の開示請求等に係る請求書等の記載事項、添付書類に係る規定（第1条～第5条、第11条～第17条関係）
- (2) 保有個人情報の開示方法等に係る規定（第6条、第7条関係）
- (3) 行政文書の写しの交付に係る規定（第8条、第10条関係）
- (4) 保有個人情報の開示の実施方法等の申出に係る規定（第9条関係）
- (5) 審査会の諮問に係る規定（第18条～第20条関係）

3 施行日

令和5年4月1日

